

宿毛市運送事業者等原油価格高騰重点支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染状況等に起因する原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にあると認められる道路運送事業者等の事業継続を支援するため、市内で長距離輸送を行う道路運送事業者と地域の重要な公共交通機関であるタクシー事業者に対し、燃料費相当の一部を助成する宿毛市運送事業者等原油価格高騰重点支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 給付金の支給の対象となる事業者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年12月1日現在、宿毛市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業者のうち、長距離輸送を行う事業者。
- (2) タクシー事業者（福祉タクシーを含む）。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、支給対象者としな

- (1) 別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税等の滞納をしている場合。

(対象車両)

第3条 この給付金の対象車両は給付対象事業者が、令和4年12月1日現在、事業の用に供するために保有する車両（リースを含む。）であって、高知運輸支局に登録されている車両で次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 使用の本拠地の場所が宿毛市である長距離輸送（年間走行距離が7万2千キロメートルを超えるもの）を行う車両。
- (2) 使用の本拠地の場所が宿毛市であるタクシー事業に要する車両（福祉タクシーを含む）。ただしLPガスを燃料とするものを除く。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表第2のとおりとする。

(支給の申請)

第5条 この給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿毛市運送事業者等原油価格高騰重点支援給付金支給申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 支給を申請する者の一般貨物自動車運送事業経営許可証、特定貨物自動車運送事業許可又は旅客運送者登録証の写し。
- (2) 申請車両に係る車検証の写し。
- (3) 対象車両の長距離輸送を行うことが分かる書類の写し（タクシー事業者（福祉タクシーを含む）を除く）。ただし前号の車検証にて長距離輸送が

確認できる場合は不要とする。

(4) 市税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書）。

(5) 暴力団排除にかかる誓約書及び照会承諾書。

(6) その他市長が必要と認める書類。

2 前項の規定による給付金の支給申請は、令和5年2月28日までに行わなければならない。

3 第1項の規定による給付金の支給申請は、1申請者あたり1回限りとする。
(交付決定)

第6条 市長は、給付金の申請を受けたときは、内容を審査し給付金の支給又は不支給を決定し、申請者にその結果を通知するものとする。ただし、給付金の支給を決定した場合は、給付金の支給をもって通知に代えることができる。
(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定により支給決定を受けた申請者が、偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けたときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてその給付金を返還させることができる。
(給付金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、すでに給付金が支払われているときは、給付金の返還を求めることができる。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条第2項第1号関係）

- 1 暴力団(宿毛市暴力団排除条例(平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。)
第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を
いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人
に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上
の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、
代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が
暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用して
いるとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、
金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積
極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与してい
ると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を
図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等
を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して
いるとき。

別表第2（第4条関係）

区分	給付金額（1台あたり）
貨物用自動車 大型車	150,000 円
貨物用自動車 普通車	100,000 円
タクシー（福祉タクシー含む）	50,000 円

※なお貨物用自動車 大型車は、道路交通法における大型自動車。

普通車は、道路交通法における大型自動車を除く自動車。